

2020年5月4日

関係者各位

地域密着型 通所介護事業所
「ふくらはぎ健康法タオ」
株式会社タオ 代表取締役 中園徹

新型コロナウイルス感染に伴う施設休業延長のお知らせ

株式会社タオは、新型コロナウイルス感染拡大における「緊急事態宣言」の延長に伴い、大阪市内の弊社施設の休業を延長することに決定いたしましたのでお知らせいたします。

弊社施設では、5月7日の施設サービス休業再開に向けて、従業員一同で準備して参りましたが、政府により緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことを踏まえて、施設の休業期間を5月31日まで延長させていただきます。

尚、5月下旬より、ご希望の利用者様のご自宅へ訪問しての健康チェックと、体操などによる機能訓練を行わせていただきます。電話による健康チェックとフレイル予防のサポートも引き続き実施させていただきます。

利用者様およびご家族様には多大なるご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力のほど、お願い申し上げます。

記

■ 休業店舗：

<ふくらはぎ健康法タオ 直営店舗>

- ・タオ下新庄店（大阪市東淀川区）
- ・タオ上新庄店（大阪市東淀川区）
- ・タオ相川店（大阪市東淀川区）
- ・タオ梅香店（大阪市此花区）

■ 施設の休業期間：

2020年5月7日（木）から5月31日（日）まで。

※新型コロナウイルス感染拡大の状況や、行政機関からの要請などを鑑みて休業期間を変更する可能性もあります。その場合は随時お知らせいたします。